

平成 29 年度 総合子育て支援施設 豊愛子どもの森 事業計画書

社会福祉法人 芳香稚草園 豊愛子どもの森

管理者 佐藤 義尚

施設長 小林 尚美

事業計画

1. 施設の目的
2. 事業の進め方について
3. 人材育成について
4. 子育て支援の進め方
5. サービスの向上・安全管理に関する事項
 - ① 個人情報の取り扱い・保護について
 - ② 防災・安全管理について
 - ③ その他

1. 施設の目的

昨年度同様に、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援・地域子育て拠点）が実現できる様に、また地域の子育て力の増進を目指し、当施設に於いて、「子育て支援センター」、「病後児保育」、「一時保育」、「放課後児童クラブ」という事業を拠点を通して、0歳から12歳までの継続的な子育ての支援を実現することを目的とする。

2. 事業の進め方について

社会情勢により、核家族や少子化が進んでおり、保護者の勤務形態の多様化、夫婦共働き、ひとり親家庭など、家庭内での子育て力が低下傾向にある。子どもの数は減少傾向にある中でもニーズは多様化しており、そのニーズに対応すべく、当事業は機能していかなくてはならない状況にある。そこで、下記の事業を継続事業として4つの柱として展開、実践していく。

① 子育て支援事業

未就園児とその保護者、または妊娠期にある女性が気軽に交流ができる場の提供を行い、子育てについての相談や、情報の収集・情報の提供等のための交流の機会や、子育てについての支援や助言を行う場所として機能します。働く親に代わり、祖父母が孫を連れて利用する等の世代間子育ての場としても機能している場所を目指す。

② 病後児保育事業

未就園児～小学校6年生を対象に、医師から「病後児保育の利用」を許可された子どもを就労の為、家庭で保育出来ない保護者に代わり、当施設内に設備された専用スペースにて、看護師と保育士が一時的に保育を実施する。

病後児担当の保育士については、看護師より病後児を預かる際に必要な「基礎的知識(書類チェック含む)」等の指導を受け、安全に事故なく預かりが出来るよう努めていく。

また、近年の利用傾向を見ると、法人運営の保育園の在園児の利用は当然であるが、長岡市中心地から

の利用も見られる。その他の施設の定員超過により栃尾エリアへ出向き、利用する方もいる。

課題として、未だ小学校3年生まで利用できるという情報が浸透していない様子も伺えるので、今後も継続して利用へのPRを行っていききたいと思う。

③ 一時保育事業

家庭に於いて、突発的な事由（冠婚葬祭、疾病等）により、保育が困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に専用スペースにて、担当保育士が必要な保育を実施する。

また、母親、祖母等のリフレッシュを目的としての一時預かりも視野に入れ、親子の良好な関係維持に対して支援という括りでの預かりも実施する。

④ 放課後児童クラブ

「放課後児童健全育成事業」として「放課後児童クラブ“お花ばたけ”」を施設内に設置し、保護者の就労等により留守家庭児童の小学校1年生～6年生を対象に安全の確保と、児童それぞれの発達に応じた適切な遊びや生活、学習指導などの教育的な機会を提供し、健全育成を図る事を目的とする。

定員は概ね40名とし、学習室、屋内遊戯場などの活動に合わせた区画で、学習や遊びの場所を設置。

また、児童が静養できる部屋を設置している。児童が安心して過ごすことが出来る環境設定に配慮する。

3. 人材育成

児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面する、いわゆる「小1の壁」を打破するためには、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所として機能し、進めていく必要がある。

また、多様化する子育て家庭への対応の中で支援者は、児童が放課後等において多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、総合的な放課後の活動プランを講じる必要がある。

そのためには、「放課後クラブ指導員」の資格取得を現職員に向け、職員の専門性や、質の向上を目指すことが優先となる。

4. 子育て支援について

当施設が、地域に根ざし、子育て中の保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもとゆったりと向き合えるような場所を提供し、親としての成長を共に支援し子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく事を目的として運営を実施する。

最近、ストレスや負担感を訴える母親が多い現状が見られ、相談件数も多様な相談内容も増えている背景を踏まえ、母親（利用者）が安心して相談出来るような雰囲気づくりを職員は日常から「心構え」として整えておく必要がある。

母親からの相談内容について多くなっている傾向にあるものは「自由な時間がない」「疲れる」「目が離せないで気持ちが休まらない」「育児に協力してくれる人が近隣にいない」「家庭内不和」が挙げられる。

そこで、必要であれば、一時保育の利用を勧める等、母親が気分転換できるように、一時保育の利用等のサービスを進めてみる等を行う。その際には、保育園と連携し、事前に守秘義務のもとにおいて利用児童の情報などを連絡し連携を図っておく事も大切である。

子育て支援センターの職員の姿については、様々なケースの子育ての悩みや、相談が増えている現状を踏まえ、必要な研修への参加、講習会等で相談業務についての更なるスキルアップを図る機会を設ける事が必要となってくる。

また、長岡市主催の「子育て支援担当者会議」への出席により、長岡市の子育て支援の現状把握、情報収集等を行いながら長岡市近郊の動向を知り、当法人の子育て支援センターは勿論、法人職員へも発信する。

5. サービスの向上・安全管理に関する事項

① 個人情報の保護

当法人「就業規則」第17条3項「服務心得」に基づき、職員はパート職員も含めて、業務上知り得た個人情報の保護に努める事。

これは退職した場合でも継続される。

② 防災安全体制について

消防計画・防災計画・各種防災・防犯マニュアルに基づき、月1度の定期的な避難訓練の実施
職員間での避難経路の確認、役割分担などの定期的確認を実施

③ その他

【衛生管理・予防管理】

放課後児童クラブを利用する児童に対しては、公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入が必須となります。活動中でのケガ等は勿論、塾など施設外へ外出する機会のある児童にも適用されるものです。

施設内での活動中の軽微なケガでも、職員間で共有し、「事故報告書」にて報告することを徹底する。

管理者への報告も怠ってはならない。また起こった事例について再発防止等の改善に努める。

子育て支援センターのように不特定多数の方の出入り、放課後児童クラブの集団での活動において感染症対策を徹底して行う。

主として、手洗い・うがいの励行を行い、体調不良を訴える児童がいた場合には安静室で休ませる等配慮し、感染が拡大しないよう防ぐ様、職員は努める。サーベイランス等活用しながら感染症情報の活用にも努める。

【小学校との連携】

・当、放課後児童クラブと小学校の連携を図りながら預かりを実施する。

利用児童の報告連絡、下校時刻の確認等、事業が円滑に進められるように十分な連携や、協力を図れるように努める。

なお、当施設は特別支援クラスに通級している配慮を必要とする児童もいる為、必要な学校関係者と放課後児童クラブでの様子について相互に連携する。

また、いじめ、虐待等の児童であると疑わしい場合、小学校は勿論、関係機関との連携を図りながら対応については慎重に進めていく。(職員は常に冷静な対応を心がける)

【保護者との連携】

・保護者との連携については、日常的には「連絡帳」でのやり取り、またはお迎えの際に口頭において保護者と連携を図る方法を取っている。

児童についての様子は日々、家庭状況や学校での様子、成長する段階での変化等で変化するものであり、保護者との連携は必須である。

多忙な保護者については、連絡帳が主となるので、文章の書き方、言葉の使い方に気を付け、保護者が不快にならぬよう、信頼関係を重視しながら、主旨が伝わるよう記述する事を職員は心がけること。

【放課後児童クラブ拡充に向けて ～南小学校区 サテライト拠点】

平成 29 年 4 月 1 日より、南小学校区に豊愛子どもの森「おはなばたけ」への利用を結ぶサテライト拠点が設置される。

サテライト拠点では、南小学校に通学する 1 年生～6 年生までの児童を対象に一時的に施設に預かり、当法人運行の園バスを利用し、豊愛子どもの森「おはなばたけ」へ児童を送り、利用を促すサービスである。

現在、南小学校区では、公立の放課後児童クラブのみの利用が主となっており、延長料金、預かり開始時間、学習指導の有無が当施設の放課後児童クラブとのサービスの差異があり、その隙間に着目し、民間ならではのサービスの提供を実践する。

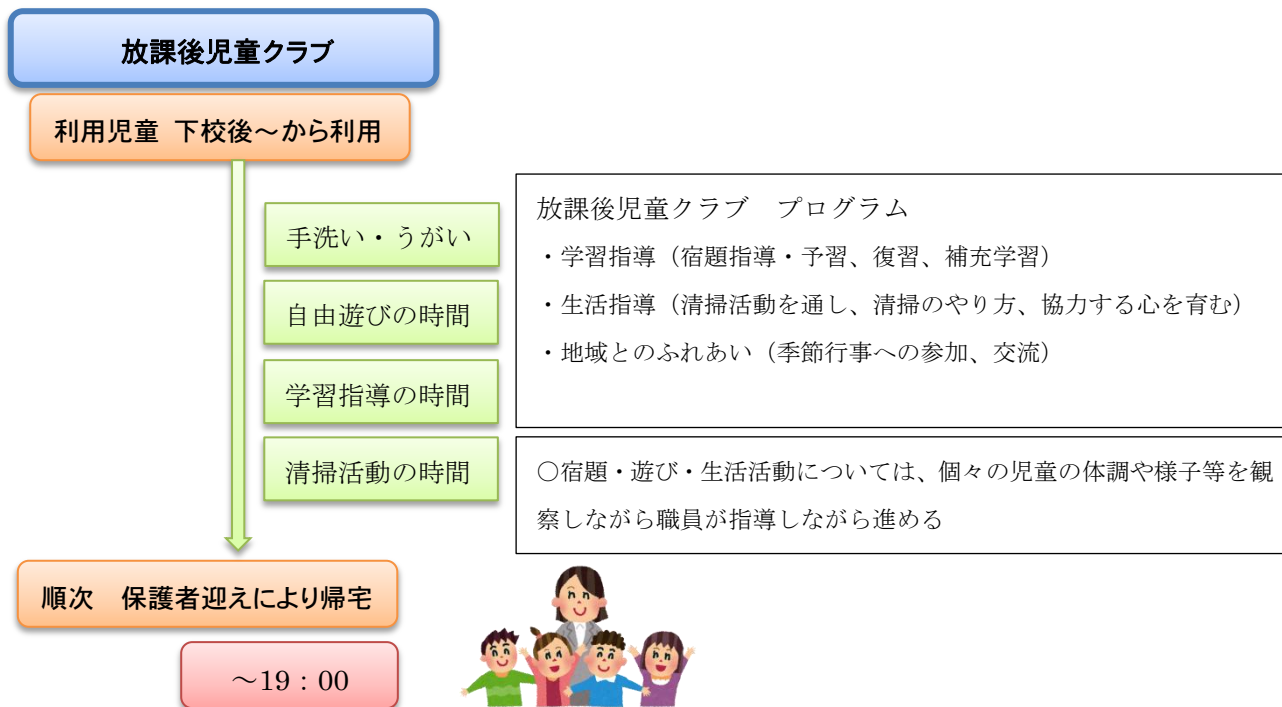
サテライト拠点では、南小学校に通う児童の下校後、おやつ提供や学習指導、ゆったりとした遊びの時間を過ごしながら、園バスが到着するまで待機する。

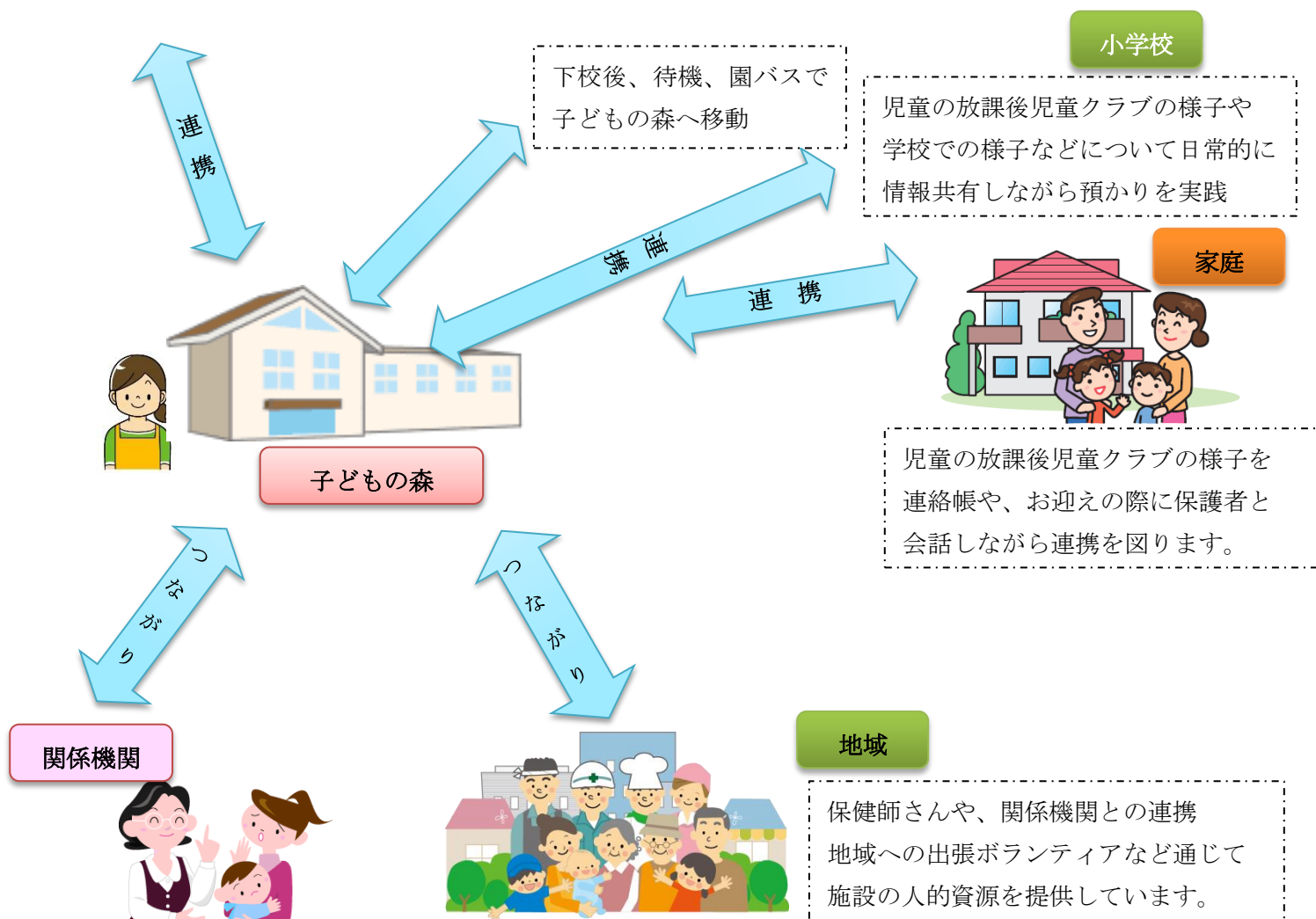
放課後児童クラブ支援員資格を有する職員を担当職員として配置し、預かりを実施する。

総合管理者	専務理事	園長	
施設管理責任者	総合子育て支援施設	豊愛子どもの森	施設長
施設管理者	総合子育て支援施設	豊愛子どもの森	施設長補佐

以上の者が責任をもち管理する。

当施設運営の流れと「関連機関」「地域」とのつながり





長岡市乳幼児健康支援ダイサービス事業
病後児保育「豊愛」森のこかげ 事業計画

近年、家族、地域、保護者の就労形態等、子育てを取りまく環境が急激に変化している中での保育に欠ける事由に応じた多様なニーズが高まる中、当法人が提供している「～乳幼児健康支援ダイサービス事業～病後児保育」サービスの提供については、重要な役割を担っており、保護者の仕事と子育ての両立するための支援となっています。

平成 29 年度も引き続き病後児保育を実施するとともに、平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て新制度開始に合わせ、取り組み等について、またニーズに合ったしっかりと充実されたサービスの提供を随時検討しながら推進する。

(対象者)

～平成 29.4 月より一部、事業内容変更～

- ① 長岡市内に居住する 0 歳～小学校 6 年生まで
(市内の保育園・幼稚園・認定こども園に通園する子ども、また市外小学校に通学する 6 年生までの児童)
- ② 保護者の就労などの都合で、家庭での保育が出来ない時
- ③ 病気の回復期に至らない場合または、病気の回復期にあるが、集団保育が困難な場合

上記に記述する「対象となる子ども」を一時的に保育を実施するサービスとして今年度（平成 29 年度）も実施します。

病気の「回復期」であること、医師から病後児保育が可能と診断された時に提供するサービスとして事業を推進します。保護者に代わって、病気回復期の子どもを病状や、安静のレベルに合わせて「家庭的な保育・看護」を提供します。保育については、担当看護師 1名、事業担当保育士 1名が担当します。

さらに、安全体制の面で、病気の変化に迅速に対応できるよう、必要に応じ医療機関と連携しながら安全に保育を実施する。担当看護師・保育士の資質向上も図り、必要な研修、講習会等への参加を推進する。

(料金について)

- | | | |
|------------|---------|--------|
| ① 住民税課税世帯 | 1日利用につき | 2,000円 |
| ② 住民税非課税世帯 | 1日利用につき | 1,000円 |
| ③ 住民税非課税世帯 | | 無料 |

※利用料については、利用当日に徴収します。

※月初日から月末までの間に5回以上の利用があった場合は、5回目の利用分から利用料を半額とする。

(利用について)

担当看護師、または保育士がチェックをしっかりと行い、利用について案内する。

□事前登録

予めの登録が必要となります。事前登録は初回のみ記入し、変更があった場合は取消線を引き修正する。

病後児保育を利用するまでに、事前登録を提出してもらおう。

□医療機関への受診を経て、医師の診断に基づいて記載された「医師連絡票」の確認

※医師連絡票がない場合は病後児保育は利用できない。不備等の確認をしっかりとする。

※利用の流れについては、別紙、長岡市「病後児保育のしおり」を参照のこと。